

令和7年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会（福井県） 議事概要

1. 開催日時

令和6年12月10日（火）13:30～14:40

2. 開催場所

福井県生活学習館 学習室B1

3. 出席者

（行政機関）

福井県農林水産部福井米戦略課	主事	前田 奈美
----------------	----	-------

（生産者団体）

福井県経済農業協同組合連合会 販売事業部販売課	課長補佐	奥田 佳宏
----------------------------	------	-------

（関係団体）

福井県JAグループ検査協議会	会長	辻 高志
福井県農産物検査連絡協議会		内田 忠秀
一般財団法人日本穀物検定協会 関西神戸支部福井出張所	出張所長	水井 秀久

（登録検査機関）

福井県農業協同組合農業戦略部生産施設課	係長	北川 諭
株式会社シーズ営業部	部長	岡寄 彰範
株式会社シーズ		新町 晃拓
合同会社AT食糧	代表社員	浅井 武

（申請者）

福井県農業協同組合農業戦略部米穀販売課	課長	三上 謙一
福井県農業協同組合農業戦略部米穀販売課	係長	山田 一貴
グリットアドバンス株式会社	代表取締役	橋本 孝治
田中農園株式会社	農場長	堀口 貴司

（北陸農政局）

生産部生産振興課	上席農政業務管理官	牧野 亮一
生産部生産振興課	課長補佐（流通）	柳田 一成
生産部生産振興課	検査技術指導官	松山 弘

4. 議題

福井県における、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」、「とよめき」及び「ゆうだい21」の産地品種銘柄の設定について

5. 議事内容等

(1) 開会

〔生産部生産振興課 柳田課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます。北陸農政局生産部生産振興課の柳田と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に代えさせていただきますのでよろしくお願いします。

では、本日の資料について確認をさせていただきます。

会議次第、出席者名簿、座席表

資料1 国内産農産物の銘柄設定等に係る申請（福井県）

資料2 令和6年産 北陸管内産地品種銘柄一覧表

資料3 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

資料4 国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル

資料5 申請書の写し（3件分）

お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

本日の意見聴取会を行うにあたって、資料4の国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアルの2-6ページの第3の1の(1)のなお書きに、「地方農政局長は、有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、申請者である方々に同席いただき、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔出席者〕

異議なし

〔事務局〕

ありがとうございます。それでは、後ほど、申請者様から申請理由等の説明をしていただきたいと思います。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の牧野 上席農政業務管理官を選出させていただきますので、ご了解をお願いします。

なお、本意見聴取会は、公開で行うこととなっていることから、傍聴を認めていま

す。また、本意見聴取会における皆様の発言要旨については、議事録として北陸農政局生産振興課において閲覧に供するとともに、北陸農政局のホームページで公表することから、書記として北陸農政局生産部生産振興課松山検査技術指導官を任命しますので、ご了解願います。

以上で、進行を座長に交代します。

（２）銘柄設定等申請手続き及び申請状況

〔生産部生産振興課 牧野上席農政業務管理官〕（以下、「座長」という。）

本日は、年末を控えた何かとお忙しい時期にもかかわらず、お集まりいただき、ありがとうございます。

皆様方には、日頃より農林水産行政の推進にご理解とご支援を賜るとともに、適正かつ公正な農産物検査にご尽力をいただいていることにつきまして、この場を借りてお礼申し上げます。本日の意見聴取会につきましては、銘柄設定について様々な立場の方に御意見を伺い、その御意見を農林水産省農産局長に報告した後、銘柄設定の必要があると認める場合に銘柄設定の手続きを行うという運びとなりますので、忌憚のない御意見を願います。

それでは、議事次第に基づき、２の「国内産農産物銘柄設定等申請手続の概要説明」について、事務局は資料１から資料４についての説明をお願いします。

〔事務局〕

この意見聴取会は、資料３の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の４（銘柄の設定等の手続）の（３）、「地方農政局長は、銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農産物検査法第１１条第３項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取を行うものとする。」という規定に基づいて開催するものです。

北陸農政局では、銘柄設定の手続きとして、８月３０日に北陸農政局のホームページに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、１０月１日から１０月３１日まで申請の受付を行いました。

その結果、資料１のとおり、福井県農業協同組合様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」、グリットアドバンス株式会社様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「とよめき」、田中農園株式会社様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ゆうだい２１」の３件について、産地品種銘柄の設定の申請がありました。

銘柄の設定の要件は、資料３「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の、２（銘柄設定の要件）に、「７項目」が示されています。

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。

③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法の第 19 条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。

④ 複数の品種を一つの品種群として品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。

これは、品種群の設定です。当資料の「別表」に載せておりますが、今回の申請においては該当していません。

⑤ 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う 1 以上の登録検査機関の見込みがあること。

⑥ 水稻うるち玄米における品種銘柄については、農林水産本省の対応になりますので今回は該当しません。

⑦ 大豆の産地品種銘柄については、今回、大豆の申請がありませんので該当しません。

以上が、銘柄設定する場合の要件となります。

今回、銘柄設定について申請いただいた農産物につきましては、北陸農政局として、これらの要件を満たしていることを確認したところであり、本日、意見を聴取する運びとなりました。

また、本日の意見聴取に先立ち、11 月 21 日（木）から意見聴取会開催の 3 日前までの間、北陸農政局のホームページで、今回申請がありました銘柄設定の申請に係る意見募集したところ、意見はありませんでした。

今後の手続きについては、本日この場でいただいた御意見を農林水産省農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請に係る銘柄設定を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う「農産物規格規格の一部改正のための事務手続き」を来年 3 月末までに行うという、スケジュールとなります。

農産物規格規格が改正されましたら、その内容について、皆さまにお知らせいたします。

今回、申請された銘柄は、選択銘柄ですので、農産物規格規格が改正されましたら、当該品種の銘柄検査を実施する登録検査機関にあっては、業務規程に選択銘柄を規定していただくことになります。

なお、この意見聴取会の議事録は、北陸農政局のホームページで公表することとなっていますので、併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続の概要は、以上です。

（３）「にじのきらめき」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

それでは、議事次第 3 及び 4 の福井県における令和 7 年産農産物銘柄設定に係る意見聴取に入ります。

今ほど説明があったとおり、銘柄設定の申請が3件あったところです。

意見聴取の流れとして、資料5に基づき申請ごとに、申請者及び鑑定を行われた登録検査機関から御説明していただき、出席者の皆様にサンプルを御確認後、皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、最初に、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」につきまして、福井県農業協同組合様から、申請書の様式第1－1号における申請の理由等について、御説明をお願いします。

〔福井県農業協同組合〕

近年、登熟期間中の高温の影響により米の品質・収量が低下しているが、「にじのきらめき」については、高温耐性品種で耐倒伏性にも優れ、かつ多収性品種であることから生産者の所得向上に繋がっており、作付面積も少しずつですが増えてきている。また販売先より作付拡大の要望もあり、令和7年産についてもJA福井県として増産を見込んでいることから、「福井県産にじのきらめき」として有利販売を行っていくために産地品種銘柄として設定申請を行いました。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関の福井県農業協同組合様から、品種鑑定上の特徴等について、御説明をお願いします。

〔福井県農業協同組合〕

「にじのきらめき」の特徴としまして、粒形は、「コシヒカリ」と比べやや大粒であり、色沢は、つやもあり良好である。皮部の厚薄は薄い。心白・腹白の発生については、「コシヒカリ」と比べ少ない。縦溝の深浅は浅い。胚の大きさは小さく、えぐれは浅い。千粒重は22.6gであり、「コシヒカリ」より大きいといった特徴があります。

〔座長〕

ありがとうございました。

ここで、お集りいただいた皆様に、申請がありました「にじのきらめき」の玄米を御確認いただきます。

「にじのきらめき」の玄米と、比較品種として「コシヒカリ」の玄米を並べていますので、皆様から品種の特徴などを御確認いただいた後、意見聴取に移りたいと思います。

試料は会議室後方に並べておりますので、最初に福井県農林水産部福井米戦略課様から行っていただき、次に福井県経済農業協同組合連合会様と、座席の順で御確認いただきますようお願いいたします。

〔試料の確認〕

(4) 「にじのきらめき」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、申請品種を御確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思います。皆様から御意見をお聞きする前に、私の方から申請者の福井県農業協同組合様へ3点質問させていただきます。

① 今後の作付けの動向や種子の確保について

販売先から作付拡大の要望を受けているとのことですが、主な需要先や用途、今後の作付見込みはいかがでしょうか。また、「にじのきらめき」は、全国的に作付が拡大していますが、種子の確保・供給に支障はないでしょうか。

② 生産について

「にじのきらめき」は多収性品種とありますが、福井県の一般的な品種と比べて収量はいかがでしょうか。また、栽培上の留意点はありますか。

③ 実需からの評価

「にじのきらめき」について、実需者の食味や品質等に関する評価についてわかりましたら教えてください。

〔福井県農業協同組合〕

種子の確保につきましては、受注先から供給されているものを中心に使用させていただいています。生産者の動向や今後増やすことを考えると、県外の種子産地へ増産の依頼を行っていきたいと考えている。生産について、技術的なことは今年2年目で、それぞれの気候に関係してくるものの、JA福井県では後半の品種として、作付可能な生産者へ提案をしていきたい。

実需先の評価は、若干の取引数量であるが、昨年の品質は良かった。今年は5年産と比べると若干見劣りする。いまのところ、実需者の評価は悪くはない。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、登録検査機関の福井県農業協同組合様へ、御質問させていただきます。

今ほどありましたが、「にじのきらめき」は高温耐性品種と記載がありますが、令和6年産の、白未熟粒や胴割粒の混入の程度はいかがでしたか。また、5年産の品質はいかがでしたか。

〔福井県農業協同組合〕

令和6年産の検査結果につきましては、2等の格付理由はすべてカメムシ類による着色粒によるもので、心白による格下げはありませんでした。令和5年産はすべて1等となっています。

〔座長〕

ありがとうございました。

御出席の皆様から御意見はございますか。

福井県福井米戦略課の前田様にお聞きしますが、生産振興上の観点で御意見はありますでしょうか。

〔福井県福井米戦略課〕

生産振興として気になる場所としては、反当たりの収量がどのくらいあったのか、また、品質で2等以下になったものが全体として何割程度だったか伺いたい。

〔福井県農業協同組合〕

令和5年産については、9俵から10俵獲れていると聞いている。令和6年産については、昨年より収量が落ちて、8俵から9俵と聞いている。

1等と2等の比率について、3割くらいが2等でした。

〔福井県福井米戦略課〕

実需者から要望があり一定の評価をいただけているのであれば特に問題ない。今後安定した品質のものを生産していただければと考えている。

〔座長〕

他に何かご意見はございますか。

日本穀物検定協会関西神戸支部福井出張所の水井様にお聞きしますが、銘柄検査は可能と思われるでしょうか。

〔日本穀物検定協会関西神戸支部福井出張所〕

今ほどサンプルを拝見させていただきましたが、銘柄鑑定は可能と思われます。

〔座長〕

ありがとうございます。

福井県米穀小売商業組合様は所用により本日欠席しておりますが、ご出席の皆様で、農産物取引・流通上の観点で御意見はありますでしょうか。株式会社シーズ様がでしょうか。

〔株式会社シーズ〕

私たちも増やしていくと聞いていますので、対応していきたい。

〔座長〕

ありがとうございました。他にご意見等よろしいでしょうか。

意見が出尽くしたと思われます。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと

④ 1 登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があることの要件を満たしていることの確認ができたと思います。

また、本品種は北陸管内では既に新潟県や石川県で産地品種銘柄に設定されておりますが、流通などに問題があるという意見はございませんでしたので、他に意見がないようであれば、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

異議なし。

〔座長〕

ありがとうございました。

本日の御意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(5) 「とよめき」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

次に、資料5に基づき、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「とよめき」につきまして、グリットアドバンス株式会社様から、申請書の様式第1－1号における申請の理由等について、御説明をお願いします。

〔グリットアドバンス株式会社〕

現在、気候変動による影響で記録的猛暑が常態化し、台風や大雨と言った気象災害も増え、稲の生育環境としては非常に厳しい状況にあります。また、従来より適作地として栽培していた品種においても、品種本来の特徴が見られにくくなり、肥培管理等の改善では負いきれないと考えます。

当社では、そういった環境変化に対応できる代替品種として令和6年に「とよめき」の栽培を行いました。「とよめき」は高温に強く、倒伏にも強い多収性品種で、安定した生産を見込むことができると考えています。令和7年には、当社を含め県内複数の農業者が「とよめき」の栽培に取り組み、県全体で150haの作付けを計画しており、今後、栽培を広めていくうえで、福井県産米としての信頼性を高める必要があることから、今回銘柄の設定を申請しました。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関の株式会社シーズ様から、品種鑑定上の特徴等について、御説明をお願いします。

〔株式会社シーズ〕

「とよめき」に関しまして、「コシヒカリ」と比較して、粒の大きさはやや大粒、色沢はやや強い。皮部の厚薄は中程度で「コシヒカリ」と同程度。

心白・腹白の発現の程度はやや多く、「コシヒカリ」と比較してもやや多い。
縦溝の深浅は浅く、胚の大小及び胚の形は普通で、「コシヒカリ」と同程度。
千粒重は 22.2g で、「コシヒカリ」の 21.1g より大きい。

〔座長〕

ありがとうございました。

ここで、お集りいただいた皆様に、申請がありました「とよめき」の玄米を御確認いただきます。

「とよめき」の玄米と、比較品種として「コシヒカリ」の玄米を並べていますので、皆様から品種の特徴などを御確認いただいた後、意見聴取に移りたいと思います。

試料は、先ほどと同様に、福井県農林水産部福井米戦略課様から御確認いただきますようお願いいたします。

〔試料の確認〕

（６）「とよめき」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、皆さんに申請品種を御確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思います。皆様から御意見をお聞きする前に私の方から申請者のグリットアドバンス株式会社様へ３点質問させていただきます。

① 今後の作付けの動向や種子の確保について

令和７年産には県内で１５０haが見込まれているとのことですが、今後の作付見込みや、今後の需要に応じて、種子の確保・供給に支障はないでしょうか。

② 生産について

「とよめき」は多収性品種とありますが、福井県の一般的な品種と比べて収量はいかがでしょうか。また、栽培上の留意点はありますか。

③ 実需からの評価（食味、品質）

「とよめき」の主な需要先はいかがでしょうか。また、玄米を見ると白未熟粒が多いように見受けられますが、実需者の食味や品質等に関する評価を教えてください。

〔グリットアドバンス株式会社〕

種子確保につきましては、令和７年産については既に確保していると購入先である田中農園さんから回答いただいています。「とよめき」の作付は、令和６年産では１.３７haで収穫量は７.３t。単収は５３０kgほどで９俵弱くらい収量がありました。「コシヒカリ」や「ハナエチゼン」よりは若干多い品種です。実需者からの評価はまだいただいておりません。

〔座長〕

県内で来年１５０ha作付けを予定していて、グリットアドバンスさんが種子を確保

し、他の農家さんに呼びかけるということでよいか。

〔グリットアドバンス株式会社〕

そのとおりです。

〔座長〕

何名くらいに呼びかけるのか。

〔グリットアドバンス株式会社〕

いまのところ22～23戸くらいの予定です。

〔座長〕

登録検査機関の株式会社シーズ様へ、御質問させていただきます。

令和6年産のとよめきは、白未熟粒が多いように見受けられますが、等級はいかがでしたか。

〔株式会社シーズ〕

令和6年産の等級は2等になっています。白未熟粒、背白、腹白が多く見られたので等級落ちしましたが、大きく食味が落ちるまでではない。

〔座長〕

ありがとうございました。

御出席の皆様から御意見はございませんか。

福井県福井米戦略課の前田様、いかがでしょうか。

〔福井県福井米戦略課〕

玄米を見ると白未熟粒が多い。食味にそこまで影響はないとのことだが、他の農家が見たときに思うところがあるのではないかと。現在の作付けが1.3haほどで、来年150haに増やすとのことだが、品質面の対策が出来ていない中で面積を広げても産地品種銘柄とする利点が低いのではないかと。また、多収品種の中から「とよめき」を選ばれた理由を伺いたい。実需者からの要望によるものだろうか。

〔グリットアドバンス株式会社〕

「とよめき」を選んだ理由は、昨年岡山の方で、「とよめき」の品種で史上最高単収の15俵をとったことを知り、より効率よく収量を確保するためです。

〔福井県福井米戦略課〕

多収性であることを評価して皆さんに呼びかけをしているとのことだが、他農家に働きかけていく上で、収量と品質のどちらを重視するかは、他の農家と相談して推進していく必要があるのではないかと考えた。

〔座長〕

20数名の方に来年から作付を推進していく上での課題が出ていますので、栽培方法や高温対策を行って広げていくことが必要ではないでしょうか。また、収量についても今年はコシヒカリより少し多めであったが、収量面でもしっかりカバーできるようお願いします。

〔座長〕

他にご意見ございませんか。

〔福井県農産物検査連絡協議会〕

申請理由の中で高温耐性があると記載がありましたが、白未熟粒が多い中で、高温に強いのはこういったところからか。

〔グリットアドバンス株式会社〕

農研機構の資料から抜粋し記載させていただいた。

〔座長〕

福井県農産物検査連絡協議会様に伺いますが、銘柄鑑定は可能と思われるでしょうか。

〔福井県農産物検査連絡協議会〕

銘柄鑑定は可能と思われます。

〔座長〕

ご出席に皆様で、農産物取引・流通上の観点で御意見はありますでしょうか。

特にないようですので、意見が出尽くしたと思われます。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと
- ④ 1 登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること

の要件を満たしていることの確認ができたと思います。

また、本品種は既に北陸管内では石川県で産地品種銘柄に設定されておりますが、流通などに問題があるという意見はございませんでしたので、他に意見がないようであれば、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

異議なし。

〔座長〕

ありがとうございました。

本日の御意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

(7) 「ゆうだい21」の申請理由及び品種鑑定上の特徴の説明

〔座長〕

次に、資料5に基づき、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「ゆうだい21」につきまして、田中農園株式会社様から、申請書の様式第1－1号における申請の理由等について、御説明をお願いします。

〔田中農園株式会社〕

当社では、令和2年産より「ゆうだい21」の栽培を行っており、炊飯・米飯商品米国際コンテスト（令和2年）において特A、あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト in 庄内町（令和3年）において優秀金賞を受賞した経歴があります。また、「コシヒカリ」と比較して甘みや粘りが強く、粒も大きい良食味品種です。現在は直売をメインに販売していますが、今後はふるさと納税の返礼品としても出品することを計画しております。福井県産米として自信をもって進めていく、また、信頼性を高める必要があるため、今回の銘柄の設定を申請します。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、登録検査機関の合同会社AT食糧様から、申請書の様式第1－4号における品種鑑定上の特徴等について、御説明をお願いします。

〔合同会社AT食糧〕

粒形は、「コシヒカリ」と比較して粒は大きく、色沢は中飴で光沢がやや良い。
皮部の厚薄は、皮は薄いが透明度は中程度で、「コシヒカリ」と比較してやや薄い。
心白・腹白の発現の程度は、「コシヒカリ」と比較して少ない。
縦溝の深浅は、「コシヒカリ」と比較して浅い。
胚の大小は、「コシヒカリ」と比較してやや大きい。
以上です。

〔座長〕

ありがとうございました。

只今、「ゆうだい21」につきまして、申請する理由及び品種鑑定上の特徴について御説明をいただいたところです。

ここで、お集りいただいた皆様に、申請がありました「ゆうだい21」の玄米を御確認いただきます。

「ゆうだい21」の玄米と、比較品種として「コシヒカリ」の玄米を並べていますので、皆様から品種の特徴などを御確認いただいた後、意見聴取に移りたいと思います。

試料は、先ほどと同様に、福井県農林水産部福井米戦略課様から御確認いただきますようお願いいたします。

〔試料の確認〕

（８）「ゆうだい２１」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、皆さんに申請品種を御確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思いますが、皆様から御意見をお聞きする前に私の方から田中農園株式会社様へ３点お聞きしたいと思います。

① 今後の作付けの動向について

「ゆうだい２１」を自ら販売し、今後、ふるさと納税の返礼品の出品を予定されているとのことですが、現在の 40a から、令和 7 年産以降の作付見込みを教えてください。また、田中農園様以外で作付されている方はいらっしゃいますか。

② 生産について

「ゆうだい２１」は、福井県の一般的な品種と比べて収量はいかがでしょうか。また、倒伏など栽培上の留意点はありますか。

③ 実需からの評価

田中農園様が生産した「ゆうだい２１」が、コンテストで受賞された経歴をお持ちですが、消費者、実需者の食味や品質等に関する評価を教えてください。

〔田中農園株式会社〕

今後の作付動向ですが、あくまでも直売用原料としていることもありますし、これから伸ばしていく予定ではありますが、来年は横ばいの予定としています。価格については、他の品種より若干高めに設定していることもあり、40a から 50a の作付を計画している。他で栽培している農家は 1 名いるが、当社と同様の栽培をしている。

「コシヒカリ」との比較について、作り方は似ているが、「ゆうだい２１」は穂長が長いことが優れているが、食味を重視して栽培していることから、収量は 6 俵から 7 俵を目標に作っている。

実需者からの反応は、いままで「コシヒカリ」を購入していただいたお客様から、「ゆうだい２１」に切り替えてくださるお客様もいらっしゃいますし、サンプルで配布した先でも非常に評判はいいことから、今回、銘柄申請をさせていただいたところ です。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関の合同会社 A T 食糧様への質問ですが、令和 6 年産の等級はいかがでしたか。また、御存知でしたら令和 5 年産の品質はいかがでしたか。

〔合同会社 A T 食糧〕

5 年ほど前から検査しております。少し胴割が入った年がありましたが、すべて 1 等です。

〔座長〕

ありがとうございました。

御出席の皆様から御意見はございませんか。

〔福井県福井米戦略課〕

気になっているのは、単収ではなく、全体の検査数量の少なさで、産地品種銘柄に登録するのであれば、まわりの生産者を含めて生産拡大を行う計画があるのだろうか。申請理由に福井県産米として信頼を高める必要があるためと記載があるが、産地品種銘柄として、検査機関に検査をしていただく規模があるのか。来年は現状から横ばいの面積を今後どうしていく予定なのか伺いたい。

〔田中農園株式会社〕

先ほどお話したとおり、実需者に評価をいただいて伸ばしていけるかになると思うが、今後、販売していけるだけの数量を確保していけるなら面積を増やしていきたいと考えている。

〔福井県福井米戦略課〕

いい品種であれば皆さん取り組みたいと思うが、取り組む農家が少ないのは、単収なのか種子の確保が問題なのか。

〔田中農園株式会社〕

種子が手に入りにくいということがあると思うが、品種自体あまり知られていないと思う。

〔福井県福井米戦略課〕

今後、他県での評価を見て取り組みたいという人が出てくるのではないかな。

〔座長〕

種子の入手は。

〔田中農園株式会社〕

育成者の宇都宮大学から直接購入している。今年の作付けの種子はぎりぎり確保できたが、会員になったことで、来年の作付け分は確保してもらっている。他の県でも作付けが増えていることで種子が足りなくなっている。

〔座長〕

40a 程度の作付では流通量が少なく評価も得られにくいと思う。種子が今後確保できるようになれば、作付けも増やして頂きたい。

〔福井県福井米戦略課〕

安定的に種子を確保できるかは、宇都宮大学で種子を生産しているため、どうにもならないことは承知しているが、種子が安定的に確保できない点に不安が残る。

〔座長〕

その他、御意見はございませんか。

福井県ＪＡグループ検査協議会の辻様にお聞きしますが、銘柄検査は可能と思われるでしょうか。

〔福井県ＪＡグループ検査協議会〕

銘柄鑑定は十分可能と思います。

〔座長〕

その他、皆様方から御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと
- ④ １登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること

の要件を満たしていることの確認ができたと思います。

また、本品種は北陸管内では既に富山県や石川県で産地品種銘柄に設定されておりますが、流通などに問題があるという意見はございませんでしたので、他に意見がないうであれば、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

異議なし。

〔座長〕

ありがとうございました。

本日の御意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

以上を持ちまして、本日予定していました意見聴取会の議事が終了しましたので、座長の任及び書記の任を解かせていただきます。円滑な議事進行へのご協力ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

〔事務局〕

ありがとうございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容等は、農林水産省農産局長に報告して参ります。

また、銘柄に設定された場合には、申請者様宛に決定の通知をさせていただきます。通知を受けた申請者様には、登録検査機関配布用のサンプルとして、1～2kg程度の試料を北陸農政局へ提出していただくことになりますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。ありがとうございました。お帰りの際は、忘れ物のないよう御確認をお願いいたします。

〔以上〕